

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>法第9条の2 ((老人等の郵便貯金の利子所得の非課税)) 関係</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>9の2-1 法第9条の2第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下9の2-4までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>(1) 令第30条の9第1項第1号 ((老人等に該当する旨を証する書類の範囲)) に規定する書類(以下9の2-2において「住民票の写し等」という。)</p> <p>イ～ヨ (省 略)</p> <p>タ 規則第3条の6第1項第2号 ((老人等に該当する旨を証する書類の範囲)) に掲げる書類(上記イから<u>ヨ</u>までに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)</p> <p>レ～ネ (省 略)</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>(4) 規則第3条の6第2項第14号に規定する母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書</p> <p>規則第3条の6第1項第2号に掲げる書類(上記(1)のイからヨまでに掲げる書類を含む。)のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨(児童の母である旨)の記載があるもの</p> <p>(5) (省 略)</p>	<p>法第9条の2 ((老人等の郵便貯金の利子所得の非課税)) 関係</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>9の2-1 法第9条の2第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下9の2-4までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>(1) 令第30条の9第1項第1号 ((老人等に該当する旨を証する書類の範囲)) に規定する書類(以下9の2-2において「住民票の写し等」という。)</p> <p>イ～ヨ (省 略)</p> <p>タ 規則第3条の6第1項第2号 ((老人等に該当する旨を証する書類の範囲)) に掲げる書類(上記イから<u>ヨ</u>に掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)</p> <p>レ～ネ (省 略)</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>(4) 規則第3条の6第2項第14号に規定する母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書</p> <p>規則第3条の6第1項第2号に掲げる書類(上記(1)のイから<u>ワ</u>に掲げる書類を含む。)のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨(児童の母である旨)の記載があるもの</p> <p>(5) (省 略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法第 164 条 ((非居住者に対する課税の方法)) 関係</p> <p>(非居住者に対する課税関係の概要)</p> <p>164 - 1 非居住者に対する課税関係の概要は、表 5 のとおりである。</p> <p>なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。</p> <p>〔表 5〕 非居住者に対する課税関係の概要</p> <p>(省 略)</p> <p>(注)1 措置法第 37 条の 10 の規定により国内に恒久的施設を有する者が行う株式等の譲渡による所得については、<u>15%</u>の税率で申告分離課税が適用される。なお、措置法第 37 条の 11 の規定により、平成 15 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間の上場株式等の譲渡による所得については 7% の優遇税率が適用される。</p> <p>2~4 (省 略)</p> <p>5 措置法第 37 条の 12 の規定により国内に恒久的施設を有しない者が行う株式等の譲渡による所得については、<u>15%</u>の税率で申告分離課税が適用される。</p> <p>6~10 (省 略)</p>	<p>法第 164 条 ((非居住者に対する課税の方法)) 関係</p> <p>(非居住者に対する課税関係の概要)</p> <p>164 - 1 非居住者に対する課税関係の概要は、表 5 のとおりである。</p> <p>なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。</p> <p>〔表 5〕 非居住者に対する課税関係の概要</p> <p>(省 略)</p> <p>(注)1 措置法第 37 条の 10 の規定により国内に恒久的施設を有する者が行う株式等の譲渡による所得については、<u>20%</u>の税率で申告分離課税が適用される。なお、措置法第 37 条の 11 の規定により、平成 15 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間の上場株式等の譲渡による所得については 7% の優遇税率が適用され、<u>平成 20 年 1 月 1 日以後の譲渡については 15% の軽減税率が適用される。</u></p> <p>2~4 (省 略)</p> <p>5 措置法第 37 条の 12 の規定により国内に恒久的施設を有しない者が行う株式等の譲渡による所得については、<u>20%</u>の税率で申告分離課税が適用される。</p> <p>6~10 (省 略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法第 180 条 ((国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)関係)</p> <p>(届出書を提出していない外国法人)</p> <p>180 - 1令第 305 条第 1 項 ((外国法人が課税の特例の適用を受けるための手続等)に規定する申請書に国内における同項第 7 号に掲げる「その現在の事業の概要」を記載した書面を添付したときは、.....)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>法第 180 条 ((国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)関係)</p> <p>(届出書を提出していない外国法人)</p> <p>180 - 1令第 305 条第 1 項 ((外国法人が課税の特例の適用を受けるための手続等)に規定する申請書に国内における同項第 6 号に掲げる「その現在の事業の概要」を記載した書面を添付したときは、.....)</p> <p><u>(証明書の交付を受けた者に実行させる事項)</u></p> <p>180 - 3 <u>令第 305 条第 2 項に規定する「その他法第 180 条第 1 項の規定の適正な実施を図るために必要と認められる事項」とは、次に掲げる事項をいうものとする。</u></p> <p><u>(1) 交付を受けた証明書のうち、その証明書を使用しないうちに有効期限を経過したものは税務署長に返還すること。</u></p> <p><u>(2) (1)のほか、令第 305 条第 1 項第 7 号かっこ内の規定により申請書に証明書の提出先を記載することなく交付を受ける証明書については、必ずその提出先を記入した上で使用するとともにその使用の状況及び提出先を必ず帳簿に記載しておき、税務署長の要求があったときは、その帳簿を提示し又はその提出先を報告すること。</u></p> <p><u>(証明書の保存期間)</u></p> <p>180 - 4 <u>令第 305 条第 3 項の規定により証明書を保存しておかなければならない期間は、その提出を受けた日(その証明書につき有効期間が定められている場合には、その有効期間を経過した日)から起算しておおむね 3 年とする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>法第 204 条 ((源泉徴収義務) 関係)</p> <p>(企業診断員の範囲)</p> <p>204 - 15 令第 320 条第 2 項に規定する企業診断員には、中小企業支援法に基づく<u>中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則</u>(平成 12 年通商産業省令第 192 号)により登録された中小企業診断士だけでなく、直接企業の求めに応じ、その企業の状況について調査及び診断を行い、又は企業経営の改善及び向上のための指導を行う者、例えば、経営士、経営コンサルタント、労務管理士等と称するような者も含まれる。</p> <p>(技術士の行う業務と同一の業務を行う者の意義)</p> <p>204 - 18 (省 略)</p> <p>(注) 上記かっこ内の「他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務」には、次のようなものがある。</p> <p>(1)~(5) (省 略)</p> <p>(6) <u>食品衛生法第 48 条第 1 項</u> ((食品衛生管理者)) に規定する食品衛生管理者の業務</p> <p>(診療報酬の意義)</p> <p>204 - 19 法第 204 条第 1 項第 3 号に掲げる「社会保険診療報酬支払基金法の規定により支払われる診療報酬」とは、……………<u>同法第 15 条第 2 項</u> ((業務)) の規定により委託を受けて支払うものもこれに該当するが、……………。</p>	<p>法第 204 条 ((源泉徴収義務) 関係)</p> <p>(企業診断員の範囲)</p> <p>204 - 15 令第 320 条第 2 項に規定する企業診断員には、中小企業支援法に基づく<u>中小企業診断士の登録及び試験に関する規則</u>(平成 12 年通商産業省令第 192 号)により登録された中小企業診断士だけでなく、直接企業の求めに応じ、その企業の状況について調査及び診断を行い、又は企業経営の改善及び向上のための指導を行う者、例えば、経営士、経営コンサルタント、労務管理士等と称するような者も含まれる。</p> <p>(技術士の行う業務と同一の業務を行う者の意義)</p> <p>204 - 18 (省 略)</p> <p>(注) 上記かっこ内の「他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務」には、次のようなものがある。</p> <p>(1)~(5) (省 略)</p> <p>(6) <u>食品衛生法第 19 条の 17 第 1 項</u> ((食品衛生管理者)) に規定する食品衛生管理者の業務</p> <p>(診療報酬の意義)</p> <p>204 - 19 法第 204 条第 1 項第 3 号に掲げる「社会保険診療報酬支払基金法の規定により支払われる診療報酬」とは、……………<u>同法第 13 条第 2 項</u> ((業務)) の規定により委託を受けて支払うものもこれに該当するが、……………。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法第 214 条 ((源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得)) 関係</p> <p>(廃 止)</p>	<p>法第 214 条 ((源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得)) 関係</p> <p><u>(証明書の交付を受けた者に実行させる事項等)</u></p> <p><u>214 - 2 令第 331 条第 2 項 ((非居住者が源泉徴収の免除を受けるための手続等)) の規定により令第 305 条第 2 項及び第 3 項 ((外国法人が課税の特例の適用を受けるための手続等)) の規定を準用する場合における証明書の交付を受けた者に実行させる事項及び国内源泉所得の支払者が証明書を保存すべき期間については、180 - 3 及び 180 - 4 の取扱いに準ずる。</u></p>